

重度障害者（児）医療費助成制度における精神障害者の適用 改善に関する意見書

静岡県における重度障害者（児）医療費助成制度は昭和 48 年（1973 年）に事業開始されたが、精神障害者に対しては、ようやく平成 24 年 10 月から手帳 1 級所持者に適用されるようになった。しかし、平成 18 年からこの問題について要望を続けてきた静岡県精神保健福祉会連合会は、少なくとも精神障害者手帳 2 級、3 級所持者の精神科入院医療費については、この制度の対象に加えるべきと主張している。

精神障害者の場合、その病状、症状は常に一定であるとは限らず、また障害程度の判定作業も複雑、微妙な要素を持っており、認定された等級が障害の実態を至当に反映していないケースも稀ではないと言われる。

静岡県精神保健福祉会連合会が平成 22 年に行った 8 カ月間の実態調査の結果を見ると、一般的に症状の重さの指標となる入院経験者の割合は 1 級所持者が約 45%（うち約 90%が 7 カ月以上）であったが、2 級、3 級所持者でも約 16%（うち約 51%が 7 カ月以上）であったこともそれを裏付けるものである。また平成 22 年の厚生労働省のデータによると、県内の 1 級所持者は手帳所持者の約 10%であり全国平均の 16.8%をかなり下回っている。

これらの実態から家族会は、県内の 2 級以下の精神障害者の中には、「潜在 1 級所持者」がかなりいるのではと指摘する。精神障害者の病気の回復は必ずしも順調な過程を辿るものではなく、種々の原因により再発・悪化したときは入院を余儀なくされ、このような場合は一時的にも「精神疾患の重度状態」というべきである。

また、入院経験のある精神障害者の殆どは就労が困難であり、そのため収入は障害年金程度に限られ、精神障害者の入院医療費負担は障害者の家庭に重くのしかかっているのが実情である。

これらを考慮すれば、静岡県の重度障害者（児）医療費助成制度においては、精神障害者手帳 1 級所持者に加え、2 級及び 3 級手帳所持者の精神科入院医療費も対象に含めるよう制度を改めるべきであると考える。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 25 年 7 月 9 日

静岡県島田市議会

静岡県知事 川勝 平太 様